

弁護団声明

1948年成立した優生保護法は、同法が母体保護法に改正された1996年までの約50年間に、不妊手術（同法3条、4条、12条に基づく手術）約25000件、人工妊娠中絶約59000件合計約84000件にも達する優生手術等を行わしめて、多くの被害者の尊厳を奪った。

1996年、国会は優生手術が「障害者差別に当たる」として優生条項を廃止したが、厚労省は、「当時は合法であった」として被害者への謝罪や補償を行わず、それ以降も一貫して、謝罪、補償も、実態調査も拒否し続けてきた。

2015年6月、長きにわたって優生手術被害を訴えてきた当時60代の宮城県在住の女性が日弁連に人権救済の申立てを行った。日弁連は、これを契機として2017年2月、優生保護を理由とする不妊手術及び人工妊娠中絶（以下「優生手術等」という。）について、同意の有無にかかわらず人権侵害であるとし、国に対し、謝罪、補償及び記録の保管を求める意見書を公表した。

日弁連意見書が大きく報道されたことにより、優生手術が人権侵害であることを初めて知った宮城県在住の別の60代女性が被害者として声を上げ、本年1月30日、日本で初めて、国家賠償請求訴訟を提起した。

全国には、人権侵害であることを知らされず、被害を訴えることさえできなかった多数の被害者がいる。この間、全国各地の弁護士が3度の全国規模の優生手術ホットラインを実施し100件を超える相談を受けてきたが、本日、全国の弁護士184人がここに結集し、被害者の救済に向けた全国的活動を行うべく「全国優生保護法被害弁護団」を結成した。

優生手術等は人間の尊厳を冒した憲法に違反する手術であり、合法であったとの主張は許されない。我々も、弁護団の結成時点で既に法改正から22年が経過しているとの事実を重く受け止め、優生手術等被害者の早期救済のため全力を傾けることをここに表明する。

そして、国及び都道府県に対し、以下のとおり要望するものである。

記

- 1 国に対し、優生手術等が当時は合法であり、謝罪、補償、実態調査も行わないとの従前の厚労省の見解を改め、優生手術等被害者の深刻な被害に鑑み、早期に謝罪及び十分な補償を行うこと、また、そのために謝罪及び補償を内容とする立法を速やかに行うこと、並びに立法の過程で当事者及び弁護団との協議を行うことを求める。
- 2 都道府県に対し、実態調査にあわせて相談窓口を設置すること、すでに設置されている相談窓口も含め、当該相談窓口相談を寄せた被害者の救済を万全に行うため、相談者に寄り添い、また、各地の弁護士会の相談窓口及び弁護団との関係を図ることを求める。
- 3 国に対し、当該立法において、優生手術等が現憲法下で容認され続けてきた理由や被害救済が遅れた理由、日本における優生思想の問題点や現状などを検証し、差別の根幹を取り除くことを含めた施策の推進を目的とする、中立的かつ当事者を委員の過半とする検証委員会の設置を盛り込むことを求める。

2018年5月27日

全国優生保護法被害弁護団